

令和6年第1回砂川市議会臨時会

令和6年1月26日（金曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
高田 浩子議員
山下 克己議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 1月26日
至 1月26日 1日間
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（13名）

議長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議員	是 枝 貴 裕 君	議員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君

中道博武君
沢田広志君
辻勲君

水島美喜子君
武田真君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部長	板垣喬博
兼会計管理者	
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田貢
経済部長	野田勉
経済部審議監	畠山秀樹
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 板垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 為 国 修 一

事務局長 安 武 浩 美

事務局長 齊 藤 亜 希 子

事務局長 野 荒 邦 広

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから令和6年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、高田浩子議員及び山下克己議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、1月26日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面を御覧いただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日月日は、令和5年8月10日木曜日午後3時頃であります。

事故発生場所は、砂川市東3条南12丁目、函館本線豊沼駅砂川駅間4号線踏切付近で

あります。

相手方住所、氏名、相手方物件、当市運転手は、記載のとおりであります。

当市車両は、ニイガタ・ロータリー除雪自動車、札幌900る2321であります。

事故の概要は、当市車両が函館本線豊沼駅砂川駅間4号線踏切付近で草刈り作業中、誤って遮断桿に接触し、屈折部金具を損壊した事故であります。

過失割合は当市車両が100%、賠償金は1万6,766円であり、専決処分日は令和6年1月10日であります。

賠償金につきましては、全額の1万6,766円が加入している北海道自動車共済協同組合の保険が適用されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和6年1月5日であります。

専決処分の理由であります。令和5年度一般会計補正予算について、令和6年能登半島地震による被災地への支援を行うため、令和5年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。令和5年度一般会計補正予算で、今回の補正は第7号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億2,788万9,000円と

するものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、10ページをお開きください。説明の欄の頭に付してある二重丸は、今補正による臨時事業であります。2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、能登半島地震被災地支援に要する経費の災害義援金50万円の補正は、本年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする最大震度7が観測された地震により、石川県内では230名を超える死亡者が確認されるなど、広範囲にわたり甚大な被害が出ております。この災害については、1月11日に国において激甚災害及び特定非常災害に指定されたところでありますが、砂川市としてこの災害に対し義援金を送ることで被災者を支援するための補正となります。義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金しております。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。19款繰入金50万円は、財政調整のため財政調整基金から繰り入れるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより議案第4号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第4号の専決処分の承認についてなのですが、この専決処分は1月1日に発生した能登半島地震に対する義援金という提案説明でありました。砂川市の場合は、義援金の送付についてはとても早い対応ができたと思っています。ただ、ちょうどその義援金を送られた時期に新聞報道があって、たまたま他市町の義援金の額なんかも同じように報道されたのですけれども、それを見て市民の皆さんの中にはほかの市町ではもっと多額の義援金が送られているのだけれども、何で砂川市は50万円だったのだろうかなんていう声も聞こえたりもしています。そこで、お伺いするのは災害義援金を送ることを決めるときに、その考え方や、あるいは幾らぐらい義援金を送るのかという基準みたいなものが砂川市でもしあるのであればどうなのかという点、その辺をまずお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 災害に対する義援金を送ることを決める際の考え方であったり、基準についてでございます。どのような災害に対し幾らの義援金を送金するといった明確な基準は設けておりませんが、基本的には日本赤十字社が義援金を募集するような災害について、災害の規模や被害状況及びこの間の被災地への支援実績等を勘案するとともに、国における激甚災害や特定非常災害の指定の有無等も参考にしながら判断をしているところであります。この間の被災地への支援実績の中で地震を例に挙げますと、平成5年1月に発生した釧路沖地震では30万円、平成5年7月の北海道南西沖地震では

50万円、平成7年1月の阪神・淡路大震災では100万円、平成16年10月の新潟県中越地震では30万円、平成23年3月の東日本大震災では500万円、直近では平成28年4月の熊本地震では50万円の義援金を送金しており、今回はこのような過去の実績等も踏まえながら対応を図ったところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 過去の実績でということだと思えるのですが、1月1日に発生した能登半島地震は今をもっても大変な状況が続いています。そして、毎日被災された皆さんの厳しい現状がテレビ等で映し出されたりしてしまっていて、市民の皆さんの中でも心を痛められている皆さんも多いと思っています。砂川市は、義援金に対しては、これは金額の多い少ないとかではなく、気持ちを込めていち早くということだったと思っはいるのですけれども、それ以外にももっと砂川市として支援することができないものだろうかというお声もよく聞きます。そこで、2回目なのですからお伺いしたいのが、専決処分された災害義援金の送金を含めて市各部署で能登半島地震に対する支援活動が行われていたりとか、あるいはこれから行われようとしていることがあるのではないかと思うのですけれども、私たち議員も市民の皆さん方も含めて支援への情報を一本化したほうがいい、この場でぜひそういうことをしていただきたいと思うのですが、市全体としてどのような支援が行われていたり、これからしようとしているのかをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 能登半島地震発生後の砂川全体としての現時点での被災地への支援の取組についてということでお答えをしていきたいと思いますが、まず令和6年1月1日に能登半島地震の発生を受けまして、国においては防災担当大臣を本部長とする特定対策本部会議といったものが開催されまして、翌日には内閣総理大臣を本部長とする非常災害対策本部を設置し、被害状況や各省庁の対応状況、こういったものを確認しながら対策が講じられているところでありまして、先ほども答弁の中で触れてはおりますけれども、1月11日には激甚災害及び特定非常災害に指定をされているところでございます。また、北海道におきましては1月5日に北海道知事を本部長とする被災地支援本部といったものが立ち上げられておりまして、地震の概要の状況、それから被害状況、北海道としての対応について協議もされているところであります。

砂川市における支援の取組状況でありますけれども、1月4日、仕事始めの日になりますが、能登半島地震に係る各部署における支援であったり、対応等に関する情報につきましては、市長公室課防災対策係において集約をするといった旨の周知徹底を図っているところでありまして、まず初めに義援金等の資金支援という部分でいきますと、今ほどご説明をさせていただきましたけれども、1月4日から日本赤十字社において能登半島地震災害義援金の受け付けが開始されましたので、1月5日には被災地の一日も早い復興、復

旧に向けた被災者を支援するための義援金、これを送るための予算について専決処分により補正をするという判断をさせていただいたところでございます。また、同日、1月5日から12月22日までを募集期間とする義援金受付窓口を社会福祉課に設置をし、市ホームページにて周知を図っているところでございます。

次に、人的支援という部分につきましては、1月7日付で石川県から北海道に対しDMAT、災害派遣医療チームの派遣要請があったことから、砂川市立病院のDMAT、医師2名、看護師3名、事務職員1名が1月8日から13日までの期間、石川県の能登町において医療機関における診療支援活動を行ってきたところでございます。そのほか各関係団体から派遣に係る事前調査といったものも今来ているところでありますので、今後の対応といった部分ではそういった対応も出てくると考えております。

また、その他の支援といたしましては、建築住宅課において1月5日に能登半島地震による被災者を対象とした公営住宅の提供について、要請があった場合にすぐに対応できるように東町団地と宮川中央団地のそれぞれ1戸、計2戸の住戸を確保し、北海道に報告をしているところでございます。

このように、それぞれの部署において現在国や北海道、各関係団体と連携を図りながら、今できる支援活動といったものに取り組んでいるところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

提案の理由は、砂川駅前施設建設工事（建築主体工事）について請負契約を締結するため、落札業者であります水島・林工務店経常建設共同企業体と令和6年1月17日に仮契約を締結したところではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、工事名は、砂川駅前施設建設工事（建築主体工事）であります。

2、請負金額は、7億7,495万円であります。

3、工事期間につきましては、契約締結の翌日から令和7年3月31日までであります。

4、契約の相手方は、水島・林工務店経常建設共同企業体、代表者、砂川市西1条北21丁目1番1号、水島建設工業株式会社代表取締役、笹島一彦氏であります。

5、工事概要は、木造平家建て施設新築工事（建築一式）、広場整備工事であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第6、議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算の2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、戸籍法の一部が改正されたことに伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等の手数料を定めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、条例改正の経緯についてご説明いたします。令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るため全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築することとし、昨年末に関連する政令が公布され、本年3月1日に施行されます。新たに開始されるサービスとして本籍地以外での戸籍証明書等の交付が可能となる広域交付やマイナンバー制度を利用した戸籍証明書等の添付の省略に関する内容が規定されたところであり、これらの規定により自らや父母等の本籍地以外での戸籍証明書等の交付請求が可能となること、また戸籍及び除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードである戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号を取得することにより行政機関へ書面での戸籍証明書等の提出を省略することができるなど、手続の負担軽減が図られるものであります。

次ページを御覧願います。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては7ページ、議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。規定の内容につきましては、条文の要旨を説明いたします。

別表第2は、手数料の定めであり、法改正等に伴い条文を整理するとともに、新たに2項を加えるものであります。10の項は、戸籍の謄抄本手数料または戸籍の全部事項証明書もしくは個人事項証明書、一部事項証明書手数料であり、広域交付に関する根拠条項を追加するとともに、条文を整理し、同項の次に11の項を加え、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を1件につき400円と定めるものであります。

9ページを御覧願います。現行11の項は、除籍の謄抄本手数料または除籍の全部事項証明書もしくは個人事項証明書、一部事項証明書手数料であり、広域交付に関する根拠条項を追加するとともに、条文を整理し、同項を12の項とし、同項の次に13の項を加え、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を1件につき700円と定めるものであります。なお、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に戸籍電子証明書提供用識別符号等を取得する場合は、当該手数料を徴収しないとするものであります。

11ページ以降につきましては、12の項から39の項までをそれぞれ2項ずつ繰り下げるものであります。

27ページを御覧願います。附則として、この条例は、令和6年3月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第8号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,134万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億8,923万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今補正による臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。このたびの補正は、国において物価高騰の現下の状況を鑑み、12月22日に令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が措置され、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として重点支援地方交付金に給付金・定額減税一体支援枠が新たに創設されたところであります。給付金・定額減税一体支援枠の交付対象事業は、低所得者や定額減税し切れないと見込まれる方の支援を主たる目的とする事業となっており、国から標準事業が示され速やかな実施が求められていることから、補正予算を計上するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）に要する経費、住民税均等割課税世帯特別給付金支給事業4,752万2,000円の補正は、交付対象事業として示されている標準事業の一つであり、令和5年度における住民税非課税世帯以外の世帯であって住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯、いわゆる住民税均等割のみ課税世帯470世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給することにより生活支援を行うもので、職員手当28万1,000円、通信運搬費7万9,000円、住民税均等割課税世帯特別給付金4,700万円、事務経費として手数料などのその他の経費16万2,000円であります。

次に、同じく2項1目児童福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）に要する経費、子育て世帯子ども加算特別給付金支給事業1,382万5,000円の補正は、住民税均等割課税世帯特別給付金支給事業と同様に交付対象事業の標準事業の一つであり、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として当該支給対象者である世帯主の世帯員である18歳以下の児童270人に対し、1人当たり5万円を支給することにより生活支援を行うもので、職員手当24万8,000円、通信運搬費3万4,000円、子育て世帯子ども加算特別給付金1,350万円、事務経費として手数料などその他の経費4万3,000円であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。

15 款国庫支出金で6, 134万7, 000円の補正は、地方創生臨時交付金事業費補助金であります。

以上が歳入であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算について質……

[「今2号です」との声あり]

2号だった。すみません。一括と聞こえたから。すみません。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算について総括質疑をさせていただきます。

まず、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、地方創生臨時交付金事業に要する経費、住民税均等割課税世帯特別給付金支給事業について、そして第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、地方創生臨時交付金事業に要する経費、子育て世帯子ども加算特別給付金支給事業について、先ほども説明があったのですけれども、事業内容の詳細について細かい点で追加の点がありましたらお願いいたします。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) ただいま補正予算を提出いたしました2本の給

付金事業について詳細をとということでございます。まず、改めまして今回補正予算提出の2本の給付金事業の概要について、提案説明でも申し上げておりますが、改めましてご説明いたします。国は、昨年11月2日に閣議決定しましたデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、12月22日には低所得者及び本年6月に実施される予定の定額減税の恩恵が十分に受けられないと見込まれる世帯への支援のため、予備費を活用の上、地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠を創設いたしました。この中で、物価高の影響を大きく受けている低所得世帯への支援として既に実施している住民税非課税世帯への合計10万円の給付事業に続き、均等割のみ課税世帯についても非課税世帯と同様に影響が大きい状況にあるものと考え、当該世帯に対して10万円を給付する事業が住民税均等割課税世帯特別給付金支給事業であります。また、物価高騰が低所得の子育て世帯に特に深刻な影響を与えていることなどを踏まえ、住民税非課税世帯への追加給付の対象となる世帯または今回の均等割のみ課税世帯における18歳以下の児童については1人当たり5万円を加算給付する事業が子育て世帯子ども加算特別給付金支給事業であります。

両事業の対象者についてまず申し上げますが、均等割課税世帯特別給付金については、基準日である令和5年12月1日時点において市内に住民登録がある令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯であり、かつ住民税が課税されているものの扶養親族等のみから成る世帯を除いた世帯が対象となるものであります。また、子育て世帯子ども加算特別給付金は、基準日である令和5年12月1日時点において市内に住民登録がある住民税非課税世帯特別給付金または住民税均等割課税世帯特別給付金に該当する世帯に扶養されている18歳以下の児童のほか、基準日以降に出生した児童、受給要件を満たす世帯主から申出があった市外に居住する生計同一の児童についても対象となるものであります。

続いて、両事業の支給に至る手続についてもご説明申し上げたいと存じます。手続につきましては、両事業はいずれも国において課税情報等の利用が可能となる特定公的給付に指定されている点を踏まえ対象世帯の抽出作業等を行い、一部の対象世帯を除いては申請行為なしに給付金を支給する予定であります。具体的には、住民税均等割課税世帯特別給付金支給事業につきましては、給付対象世帯の抽出後、2月上旬には当該世帯に対し市が既に把握している金融機関口座等を記載した案内文書を送付の上、2月下旬に振込を行う予定であります。子育て世帯子ども加算特別給付金支給事業につきましても、同様に給付対象世帯の抽出後、2月上旬には当該世帯に対し金融機関口座等を記載した案内文書を送付の上、2月下旬に振込を行う予定であります。また、対象世帯のうち基準日以降の出生児童がいらっしゃる世帯、出生届等の来庁時に児童手当の関係で担当窓口にもお立ち寄りいただくことが想定されますので、案内文書をお渡しする予定であり、市外に居住する児童を扶養されている世帯につきましては、広報紙、市ホームページ、LINEアカウント等により周知を図ることでそれぞれ申請書の提出を促し、提出いただいた後に加算金を振り込むこととなります。なお、両事業ともに基準日以前の転入世帯につきましては、他市

町村への課税状況の照会に次回を要するため、給付対象として確定次第、随時案内文書を送付の上、給付を進めていく予定であります。

もう一点、これらの事業の周知についてもご答弁申し上げます。2本の給付金事業の周知方法につきましては、一部の申請行為が必要となる世帯を除いては両事業ともに対象となる世帯に直接案内文書が届くことで給付金制度についてお知らせすることができるものであります。また、広報紙、市ホームページ、LINEアカウント等により周知を図るとともに、子育て世帯子ども加算特別給付金支給事業のうち市外に居住する児童を扶養されている世帯については、対象世帯を事前に把握することが困難であります。児童手当における別居監護の世帯情報も参考にするなど、対応可能な手法を用いながら周知に努めていく予定であります。

以上でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどのお話の中で国のというお話がありました。そして、470世帯、270名と説明があったのですが、まず人数なり世帯数の根拠を伺いたいのと、先ほどの説明の中でもありました同一生計である市外の対象者の方に対して周知をするというお話がありましたけれども、その申請について何月ぐらまでの申請の方を対象とするのかについて現段階で決まっておりましたら、その点についても伺いたいと思えます。

2回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、1つ目のご質疑といたしまして470世帯、270人の積算の根拠でございますが、まず均等割のみ課税世帯の470世帯につきましては、当市におきまして地方創生臨時交付金を財源とした市独自の均等割のみ課税世帯への給付金事業を既に行っております。この支給対象世帯の状況を踏まえて、その結果470世帯と見込んだところでございます。また、270人のお子さんの加算金につきましても、その基となります非課税世帯及び今回の均等割課税世帯の世帯の状況を踏まえまして、お子さんの人数としては270人いらっしゃるのではないかと。もちろん転入等でプラス、増える可能性もございますけれども、その点も勘案して積算したものでございます。

また、申請行為についての期日をいつまで設けるかということにつきましては、国から示されております事務手順ではまだ明確にいつまでといったことが示されておられません。令和5年度事業でございますから、今年度末ではないかと想定はしておりますけれども、国の正式な通知を待っているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 分かりました。

先ほどのお話の中で少しでも早くというところで、3月におきましては入園、入学、卒

業、そして進級、指定のものであったり、教材代、書籍代、着替え代であったり、たくさんのお金がかかる時期で、対象の方にとっては助かることなのではないかと思うわけなのです。そして、先ほどの説明にもありましたように12月1日で今年度18歳というお話がありましたけれども、ここで伺いたいのが18歳、高校生という、高校生とは言っていませんけれども、18歳となると3月というか、4月2日までが今年度の高校3年生ではないかと思われるわけなのですけれども、高校3年生に対しては進学、就職、一人暮らしをすることであったり、家電、家具や家賃、敷金、礼金、奨学金は大学生や専門学校生でも入学してからでないともらえないということもあります。そんなことで、18歳という点で今年度の高校3年生の3月までの方が対象なのかの確認を最後にして終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 給付のスケジュールにつきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、国は2月ないし3月といったところで、本市といたしましては多くの方には2月下旬に振込をさせていただければという迅速な対応を図ってまいりたいと考えてございます。

また、ご質疑ありました高校3年生相当の年齢が具体的にいつであるかという点につきましては、具体的な基準日で申しますと平成17年4月2日生まれ以降のお子さんがこちらの対象となるものでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和6年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年1月26日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員